特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	苫小牧市 後期高齢者医療制度関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

苫小牧市は、後期高齢者医療制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

苫小牧市長

公表日

令和1年6月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称

後期高齢者医療制度関連事務

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、後期高齢 者医療保険の保険料の徴収等を行っている。

特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び苫小牧市番号利用の利用に関する条例に基づき、以下の事務において取扱う。

- ・後期高齢者医療被保険者の資格の取得又は喪失その他の事項の届出に関すること。
- ・後期高齢者医療の保険料の調定及び収入命令に関すること。

<制度内容>

後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に関する保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

後期高齢者医療制度では、適用年齢(75歳以上)になると、現在加入している国民健康保険や健康保険組合から移行となり、後期高齢者だけの独立した医療制度に組み入れられるという点や、徴収方法が年金からの特別徴収(天引き)が基本となっている点等が特徴として挙げられる。

後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市町村が加入する広域連合)が設置され、保険者となる。政令指定都市も独立した運営ではなく、その市がある都道府県の広域連合に参加することになる。なお、保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務については市町村が処理する事務とされている。

対象となる被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の高齢者と、広域連合の区域内に住所を有する65~74歳の者であって、広域連合から障害等による被保険者資格の認定を受けた者である。後期高齢者医療制度における療養の給付等については、概ね健康保険と同様の給付が行われる。また、加入者全員が「被保険者」となるため健康保険に定める「家族給付」は存在しない。

後期高齢者医療制度の財政は、医療給付費の約5割を公費(内訳は国:都道府県:市町村=4:1:1)で、約4割を各医療保険の加入者で負担し、残りの約1割を被保険者の保険料で負担するように設定されている。

②事務の概要

<事務内容>

後期高齢者医療制度では、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。基本的な役割分担は、

- ・後期高齢者医療広域連合:被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の 終付
- ・市町村:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定 個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。

①資格管理業務

被保険者証等の即時交付申請

市民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において即時に審査・決定を行い、市から当該市民に対して被保険者証等を発行する。

・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動を市から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市から当該市民に対して被保険者証等を発行する。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。

②賦課・収納業務

•保険料賦課

市から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市から当該市民に対して賦課決定通知書等で通知する。

•保険料収納管理

広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、 特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該市民には特別徴収額通知書等 で通知し、普通徴収の場合は当該市民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管 理を行う。

③給付業務

市において市民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、広域連合において療養費 支給等の認定処理を行い、市から当該市民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。 (1)総合行政システム(後期高齢者)

(2)後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)

※上記システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される 窓口端末で構成される。

3) 未定

(3)住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療情報ファイル

3. 個人番号の利用

③システムの名称

〇番号法

第9条第1項 別表第1(項番59)

法令上の根拠

○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第46条

N1 10X

○苫小牧市個人番号の利用に関する条例

第3条第2項 別表2(項番7)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

 (選択肢>

 ①実施の有無
 実施しない

 (選択肢>

 (1) 実施する

 (2) 実施しない

②法令上の根拠

請求先

連絡先

5. 評価実施機関における担当部署

①<mark>部署</mark> 市民生活部高齢者医療課、市民生活部国保課、財政部納税課

②所属長の役職名 市民生活部高齢者医療課長、市民生活部国保課長、財政部納税課

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

市民生活部高齢者医療課(苫小牧市旭町4丁目5番6号)

電話番号:0144-32-6414

メールアドレス : koreishairyo@city.tomakomai.hokkaido.jp

市民生活部国保課(苫小牧市旭町4丁目5番6号)

電話番号:0144-32-6418

メールアドレス: kokuho@city.tomakomai.hokkaido.jp

財政部納税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号)

電話番号:0144-32-6274

メールアドレス : nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

市民生活部高齢者医療課(苫小牧市旭町4丁目5番6号)

電話番号:0144-32-6414

メールアドレス : koreishairyo@city.tomakomai.hokkaido.jp

市民生活部国保課(苫小牧市旭町4丁目5番6号)

電話番号:0144-32-6418

メールアドレス: kokuho@city.tomakomai.hokkaido.jp

財政部納税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号)

電話番号:0144-32-6274

メールアドレス : nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分	である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を)	へれている]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を)	へれている]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分	である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供	ネットワークシス	テムを通じた提供を]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分	である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・注	消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分	である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 監査									
実施の有無	[〇] 自己点検	[〕内部監査	[] 外部監	查				
9. 従業者に対する教育・日	各								
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れ	て行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番59) ○苫小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第2項 別表2(項番9)	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番59)○番号法別表第1の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条○苫小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第2項 別表2(項番7)	事後	主務省令の追加
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	市民生活部高齢者医療課長 久保 千鶴、市民生活部国保課長 相原 雅人	市民生活部高齢者医療課長、市民生活部国保課長	事後	様式改正のため
	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年7月31日 時点	事後	計数時点の更新
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民生活部高齢者医療課	市民生活部高齢者医療課、財政部納税課	事後	組織機構改正のため
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①所属長の役職名	市民生活部高齢者医療課長	市民生活部高齢者医療課長、財政部納税課長	事後	組織機構改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	正•利用停止請求	市民生活部高齢者医療課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6414 メールアドレス: koreishairyo@city.tomakomai.hokkaido.jp 市民生活部国保課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6418	市民生活部高齢者医療課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6414 メールアドレス: koreishairyo@city.tomakomai.hokkaido.jp 市民生活部国保課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6418 メールアドレス: kokuho@city.tomakomai.hokkaido.jp 財政部納税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6274 メールアドレス: nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp	事後	組織機構改正のため
令和1年6月26日	IVリスク対策	(様式改正に伴う追加)	(様式改正に伴う追加)	事後	様式改正のため